

# ○国立大学法人埼玉大学動物実験規則

〔平成19年8月30日〕  
規則第72号

改正	平成20. 8. 7	20規則80	平成20. 12. 26	20規則117
	平成21. 2. 26	20規則128	平成24. 9. 25	24規則34
	平成26. 3. 28	25規則57	平成27. 12. 25	27規則34
	平成28. 3. 29	27規則80	平成28. 9. 29	28規則9
	平成29. 3. 28	28規則37	平成30. 12. 13	30規則10

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条の2）
- 第2章 動物実験委員会（第5条－第13条）
- 第3章 動物実験等の実施（第14条－第17条）
- 第4章 施設等（第18条－第23条）
- 第5章 実験動物の飼養及び保管（第24条－第32条）
- 第6章 安全管理（第33条－第35条）
- 第7章 教育訓練（第36条）
- 第8章 自己点検・評価及び検証（第37条）
- 第9章 情報公開（第38条）
- 第10章 雑則（第39条－第41条）

## 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「文科省基本指針」という。）第2第2項の規定に基づき、埼玉大学（以下「本学」という。）における動物実験等に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本原則）

**第2条** 本学における動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、文科省基本指針、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日日本学術会議策定。以下「ガイドライン」という。）、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 大学等における動物実験等を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段であることから、動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準

に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（R e p l a c e m e n t , R e d u c t i o n , R e f i n e m e n t）に基づき、適正に実施しなければならない。

（定義）

**第3条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作（2日程度の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施し、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 部局等 各学部、各大学院研究科、保健センター、研究企画推進室、オープンイノベーションセンター、先端産業国際ラボラトリー及び科学分析支援センターをいう。
- (10) 管理者 施設等及び実験動物を管理する部局等の長をいう。
- (11) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有する教員で、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (12) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(13) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

(14) 指針等 動物実験等に関して各行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

**第4条** この規則は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託する場合は、委託先においても動物実験等に関して各行政機関の定める基本指針に基づき動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(学長の責務)

**第4条の2** 学長は、本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を最終的な責任者として統括する。

## 第2章 動物実験委員会

(委員会の設置)

**第5条** 本学に、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開その他動物実験等の適正な実施に関して報告及び助言を行わせるため、埼玉大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

**第6条** 委員会は、次の事項について審議又は調査し、学長に報告し、意見具申し、又は助言する。

(1) 動物実験計画の指針等及び本規則に対する適合性の審査に関すること。

(2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。

(3) 施設等の維持管理及び実験動物の飼養保管状況に関すること。

(4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。

(5) 自己点検・評価に関すること。

(6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、埼玉大学遺伝子組換え実験安全委員会（以下「安全委員会」という。）の審査を経た遺伝子組換え実験で使用する実験動物に関わる事項については、安全委員会と協議の上、必要な措置を講ずることができる。

(委員会の構成)

**第7条** 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 動物実験等に関して優れた識見及び経験を有する者 若干人

- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干人
- (3) 前2号以外の自然科学分野の専任の教授、准教授、講師又は助教 1人
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 前項の委員は、学長が任命する。

(任期)

**第8条** 前条第1項各号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第9条** 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

**第10条** 委員会は、委員総数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。
- 3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議に加わることができない。

(秘密保持)

**第11条** 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

(意見の聴取)

**第12条** 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

**第13条** 委員会の事務は、研究協力部研究推進課において処理する。

### 第3章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、申請、審査等)

**第14条** 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点等から、次に掲げる留意事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書(別紙様式1)により、所属する部局等の長の確認を受け、学長に申請しなければならない。この場合において、所属する部局等以外の施設等を使用する場合は、あらかじめ使用する施設等の管理者の了承を得ておかななければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

(5) 致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験その他の苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。）の設定を検討すること。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会に審査を付託する。

3 委員会は、前項の審査の過程において、必要に応じ、動物実験責任者に対し、助言を与え、又は動物実験計画を修正させる等、動物実験計画の承認に当たって必要な措置を講じることができるものとする。

4 学長は、委員会の審査結果を受けて、第1項の申請について承認を与えるか否かの決定を行い、速やかに動物実験責任者の所属する部局等の長を経て、動物実験責任者に通知する。

5 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

6 学長は、第4項の規定により承認を与えた動物実験計画について不適切と判断される場合には、動物実験等の実施状況に基づく委員会の助言を受けて、動物実験等の禁止又は中止を勧告することができる。

（動物実験計画の変更）

**第15条** 前条の規定は、動物実験計画の変更について準用する。この場合において、動物実験実施者、実験動物種及び使用数並びに実験実施期間の変更を申請するときは、「動物実験計画書」とあるのは、「動物実験計画（変更・追加）承認申請書」（別紙様式2）と読み替えるものとする。

（動物実験計画の終了又は中止の報告）

**第16条** 動物実験責任者は、動物実験等を終了し、又は自ら中止したときは、速やかに動物実験（終了・中止）報告書（別紙様式3）により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について、所属する部局等の長の確認を受け、学長に報告しなければならない。

（実験操作）

**第17条** 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、法、飼養保管基準及び指針等に則するとともに、特に次の事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる苦痛軽減に関すること。

ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

- イ 動物実験等の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
- ウ 適切な術後管理
- エ 適切な安楽死の選択

- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的若しくは化学的に危険な材料、病原体又は遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。）については、関係法令等及び本学における関連する規則等に従うこと。
- (4) 物理的又は化学的に危険な材料、病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設及び設備を確保すること。
- (5) 動物実験等実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

#### 第4章 施設等

（飼養保管施設の承認）

**第18条** 実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ行うことができない。

- 2 管理者は、飼養保管施設を設置（変更を含む。）しようとする場合は、飼養保管施設設置承認申請書（別紙様式4）により、学長に申請しなければならない。
- 3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、委員会の調査結果及び助言により、承認を行うか否かの決定を行い、管理者に通知する。

（飼養保管施設の要件）

**第19条** 飼養保管施設は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 実験動物の種類、飼養又は保管する数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床、内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

（実験室の設置）

**第20条** 動物実験等は、学長の承認を得た実験室でなければ行うことができない。  
2日程度の一時的保管の場合にあっても、同様とする。

- 2 管理者は、飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む。）しようとする場合は、実験室設置承認申請書（別紙様式5）により、学長に申請しなければならない。

3 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、委員会の調査結果及び助言により、承認を行うか否かの決定を行い、管理者に通知する。

(実験室の要件)

**第21条** 実験室は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物、血液等による汚染に対して、清掃及び消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

**第22条** 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない

2 管理者は、実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境確保を行わなければならない。

(施設等の廃止)

**第23条** 管理者は、施設等を廃止する場合は、施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届（別紙様式6）により、速やかに学長に届け出なければならない。

2 学長は、前項の届出について、必要に応じて委員会に調査させることができる。

3 管理者は、施設等を廃止する場合は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を、他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

## 第5章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

**第24条** 管理者及び実験動物管理者は、飼養及び保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し、遵守させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

**第25条** 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

**第26条** 管理者は、実験動物の導入に当たっては、関係法令及び指針等に基づき適正に管理している機関より導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たっては、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

**第27条** 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

**第28条** 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害及び疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害を被り、又は疾病に罹った場合は、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数の実験動物の飼育)

**第29条** 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合は、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

**第30条** 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類、数等について、飼養保管状況報告書(別紙様式7)により、学長に報告しなければならない。

(譲渡の際の情報提供)

**第31条** 管理者等は、実験動物の譲渡に当たっては、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

**第32条** 管理者等は、実験動物の輸送に当たっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

## 第6章 安全管理

(危害防止)

**第33条** 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者への実験動物由来の感染症、実験動物による咬傷等並びにアレルギー等に対する予防措置を講じるとともに、感染症等の発生時には必要な措置を講じなければならない。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別に定めなければならない。

5 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚

環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的に可能な範囲で講じるように努めなければならない。

- 6 管理者等は、実験動物の飼養及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

**第34条** 管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症の対応)

**第35条** 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

- 2 管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

## 第7章 教育訓練

(教育訓練)

**第36条** 学長は、次の各号に掲げる事項に関する所定の教育訓練を実施し、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に受けさせなければならない。

- (1) 関係法令、指針等、本学の定める規則等
  - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
  - (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
  - (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
  - (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名に関する記録を整備し、保存しなければならない。

## 第8章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

**第37条** 学長は、委員会に、飼養保管基準及び文科省基本指針に対する適合性に関し自己点検・評価を行わせなければならない。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努

めなければならない。

## 第9章 情報公開

(情報の公表)

**第38条** 学長は、本学における動物実験等に関する規則等、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価及び検証の結果、委員会の構成等に関する情報について、毎年1回程度公表するものとする。

## 第10章 雑則

(実験動物以外の動物の使用)

**第39条** 実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(違反者に対する措置)

**第40条** 学長は、この規則に違反した者がいるときは、委員会の助言を受けて、当該違反者の動物実験等を直ちに中止させ、当該違反者に対し、一定期間動物実験等の実施を禁ずることがある。

(補則)

**第41条** この規則に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成19年8月30日から施行する。
- 2 国立大学法人埼玉大学動物実験指針（平成16年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規則施行後、第7条第1項各号に基づく最初の委員の任期は、第8条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 4 この規則施行の際、現に国立大学法人埼玉大学動物実験指針の規定により行われた動物実験等は、改正後の規則に基づき学長が承認したものとみなす。
- 5 この規則施行前から引き続き使用する施設等にあつては、管理者は、この規則の施行後30日以内に、第18条第2項及び第20条第2項の規定に基づき学長に申請しなければならない。
- 6 前項の申請を行った施設等については、第18条第3項及び第20条第3項の承認を行うか否かが決定されるまでの間、従前どおり使用することができるものとする。

**附 則**（平成20. 8. 7 20規則80）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

**附 則**（平成20.12.26 20規則117）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

**附 則**（平成21. 2.26 20規則128）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24. 9. 25 24規則34）

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

**附 則**（平成26. 3. 28 25規則57）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27. 12. 25 27規則34）

この規則は、平成27年12月25日から施行する。

**附 則**（平成28. 3. 29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28. 9. 29 28規則9）

この規則は、平成28年9月29日から施行する。

**附 則**（平成29. 3. 28 28規則37）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30. 12. 13 30規則10）

この規則は、平成30年12月13日から施行する。

## 動物飼育室の利用マニュアル

R2.3.10 埼玉大学動物実験委員会 承認

1. 動物飼育室(SPF 飼育室1・2、SPF前室、一般飼育室1・2、処置実験室、倉庫、洗浄室及び機械室)では、感染症の導入・蔓延防止のため極力清浄環境を保つよう配慮しなければならない。そのため以下の手順に従って動物の飼育を行うこと。
2. 動物飼育室の入退室
  - 1) SPF 動物飼育区域(SPF飼育室1・2、SPF前室)への入室
    - a. 入口で管理記録用紙(別紙1)に必要事項を記入し、消毒液により手指の消毒を行う。
    - b. 入口で専用の履物に履き換える。脱いだ上履きは所定の場所に置く。また、必ず清潔な靴下を着用すること。
    - c. 入口にて専用の実験衣に着替え、手袋、マスク及び帽子を着用する。手袋をした後、消毒液を用いて再度手先の消毒を行う。
    - d. SPF動物飼育区域境界にあるエアシャワー室にてエアシャワー浴を行う。シャワー室には一度に2人以上入らないこと。
    - e. SPF 飼育室に入る前に再び専用の履物に履き換える。
    - f. 利用を割り当てられたSPF飼育室以外の部屋には原則として立ち入ってはならない。
    - g. 退出時には入室までの逆の順序に従い各々履物の交換を行う。
  - 2) 一般動物飼育区域(一般飼育室・処置実験室・倉庫)及び洗浄室への入室は、上記SPF動物飼育区域への入室手順a-cに従って入室する。
  - 3) 動物飼育室からの退出
    - a. 飼育室内に逃亡動物がいないことを確認すること。逃亡動物を発見した時は、発見者が捕獲する又は担当教員に連絡すること。一方、動物が逃亡した又はその可能性が疑われる場合は、実験者が責任を持って捕獲するとともに、担当教員に連絡すること。
    - b. 管理記録用紙に必要事項を記入する。
    - c. 通路各扉の閉鎖を確認すること。また、動物飼育室から最後に退出する実験者は、入口の施錠を行うこと。
    - d. 実験衣、マスク、手袋等は定期的に消毒あるいは新しいものと交換する。
3. 動物飼育室への動物の搬入
  - 1) 動物の搬入は実験者が行う。
  - 2) 実験者は滅菌した飼育器材類(床敷を入れたケージ及び水を充填した給水びん等)を前もって用意して

おくこと。

3) 実験者は動物を以下の手順にて動物飼育室へ収容する。

a. SPF動物飼育区域(SPF飼育室1・2、SPF前室)の動物の搬入

(ア) 動物の搬入はパスルーム経由で行う。

(イ) パスルーム内の作業台の表面に備え付けの消毒液を噴霧する。

(ウ) 動物梱包容器の底及び側面を入念に消毒液で消毒する。

(エ) 動物梱包容器を作業台の殺菌灯下に置き、パスルームの扉を閉め、3分間UVを照射する。

UV処理済みの梱包をSPF動物飼育区域内の滅菌室清浄側扉より取り出す。

(オ) 梱包の中からケージへの動物の移し換えはSPF飼育室の中で行う。

(カ) SPF動物飼育区域から一旦区域外に持ち出した動物を再び同区域内に戻すことは原則として禁ずる。

(キ) SPF動物飼育区域内で動物を運搬する際には、動物をケージごと滅菌バッグに入れる。

部屋に搬入する際には、バッグの周りを消毒液で消毒する。

b. 一般動物飼育区域(一般飼育室・処置実験室・倉庫)への動物の搬入

(ア) 動物輸送用梱包容器の消毒を洗浄室で行った後、一般飼育室に搬入し、滅菌したケージへ動物を移し換える。

(イ) 一旦一般動物飼育区域から搬出した動物を再度同区域内に搬入することは原則として禁ずる。一般動物飼育区域から搬出した動物を飼育する必要がある場合には、事前に担当教員と協議する。

c. 動物輸送用梱包容器の廃棄処理

(ア) 動物梱包空き容器内に移し換えもれの動物がないことを確かめる。

(イ) 梱包空き容器の床敷きを洗浄室内で除去する。

(ウ) プラスチック製の容器は、中に床敷きが残らぬよう内側を水道で洗い流してから、動物飼育室外に搬出し、学内の不燃物置場へ各自持参する。

(エ) ダンボール製の容器は折りたたみ、学内の可燃物置場へ各自持参する。

4. 動物飼育室への物品の搬入

1) SPF動物飼育区域への物品の搬入

a. 動物搬入時と同様に、物品各々に消毒液を噴霧した後、パスルームにてUV照射してから搬入する。滅菌可能な物品はオートクレーブにより滅菌処理をしてから搬入する。記録用紙等はUV処理とする。

b. 各物品の滅菌処理について不明なことは担当教員と協議すること。

2) 一般動物飼育区域への物品の搬入

a. 洗浄室にて物品各々に消毒液を噴霧する。消毒液の噴霧が不適当な物品等については消毒液を浸

した綿にて底及び側面を入念に拭き搬入すること。

b. 筆記用具等は清潔に保管されていたものを最小限そのまま持ち込むことができる。

#### 5. 動物の飼育管理

- 1) 動物福祉の観点から、清浄な飼育環境を保持すること。
- 2) 過密飼育をしないこと。
- 3) 飼料及び床敷きは滅菌済みのものを用いる。また、飲水には水道水あるいは滅菌水を用いる。
- 4) ケージ及び給水ビンは中性洗剤で洗浄後、薬剤あるいはオートクレーブを用いて滅菌を行う。また、飲水として滅菌水を用いる場合は、給水ビンに充填した後オートクレーブを用いて滅菌する。なお、オートクレーブを行うため第一種圧力容器を使用する場合は、第一種圧力容器取扱作業主任者の指示に従い、使用のつど、使用記録簿に記録する。
- 5) ケージ及び床敷きの交換は原則として週1回以上の頻度で行うこと。
- 6) 床敷きは飼育室内でケージに詰めること。原則としてケージ等は床に置かないこと。
- 7) 使用済みケージはSPF動物飼育区域及び一般飼育室から洗浄室へ持ち出し、床敷きの始末をする。
- 8) 使用済みケージ及び給水ビンの洗浄は利用者がすみやかに行う。洗浄方法については本項の4)を参照。

#### 6. 動物飼育室内での作業

- 1) 各種作業中は扉を閉めておくこと。
- 2) 予め消毒液を噴霧し消毒した作業台で処置を行うこと。処置を行なった動物は別の滅菌済みケージに収納する。
- 3) 飼育室内の照明はタイマーによって自動調節されているので、作業は原則として点灯時間内に行う。

#### 7. 動物飼育室の清掃及び管理

- 1) 動物管理等の作業終了時には動物飼育室の整理整頓及び清掃を行う。原則として週に1回以上は、備え付けの消毒液による飼育棚、作業台、壁及び床等の拭き掃除を行う。
- 2) 空調機の状態に注意を払い、定期的(別表)にフィルターの清掃を行う。
- 3) 設備(空調機、機器等)、環境(清浄保持状況、温度、湿度、臭気等)及び動物等の状態に異常が認められる場合、すみやかに担当教員に連絡すること。
- 4) 担当教員は、設備、環境及び動物等の状態を点検し、注意を喚起することができる。

#### 8. 動物の死体・臓器、血液付着汚物、針等の廃棄

動物の死体・臓器、血液付着汚物、針等については、洗浄室内の専用フリーザーあるいは専用保管容器に搬入後、別途処理する。

附則:この利用手順は平成17年4月1日から実施する。